

船橋市地域公共交通活性化協議会設置要綱 新旧対照表

※下線赤字部分は変更箇所

新	旧
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（担当事務）</p> <p>第4条 協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）船橋市地域公共交通計画 <u>及び関連計画</u>の作成及び変更に関すること。</p> <p>（2）船橋市地域公共交通計画 <u>及び関連計画</u>に位置付けられた事業の実施に関すること。</p> <p>（3）削除</p> <p><u>（3）公共交通不便地域解消事業に係る協議及び連絡調整に関すること。ただし、同事業の一般乗合旅客有償運送事業の運賃に関する事項は運賃協議分科会にて協議を行う。</u></p> <p><u>（4）</u>地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項。</p> <p><u>（5）</u>地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業の助成金の活用等に関すること。</p> <p><u>（6）</u>前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。</p> <p>第5条～第10条（略）</p> <p>（分科会の運営）</p> <p>第11条 第4条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を<u>設置し、その結果を会長に報告する。ただし、運賃協議分科会については、あらかじめ協議会の承認を得てから開催するものとする。</u></p> <p>第12条～第18条（略）</p> <p>附則 令和3年4月1日施行分まで（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p>（担当事務）</p> <p>第4条 協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）船橋市地域公共交通計画の作成及び変更に関すること。</p> <p>（2）船橋市地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。</p> <p><u>（3）船橋市地域公共交通総合連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること。</u></p> <p><u>（4）</u>公共交通不便地域解消事業に係る協議及び連絡調整に関すること。</p> <p><u>（5）</u>地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項。</p> <p><u>（6）</u>地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業の助成金の活用等に関すること。</p> <p><u>（7）</u>前6号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。</p> <p>第5条～第10条（略）</p> <p>（分科会）</p> <p>第11条 第4条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。</p> <p>第12条～第18条（略）</p> <p>附則 令和3年4月1日施行分まで（略）</p>